

株式交換に係る事前開示書類の変更事項
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193
条第 6 号に基づく変更後の事項の開示)

2020 年 8 月 4 日

Z ホールディングス株式会社

2020年8月4日

株式交換に係る事前開示書類の変更事項
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号に基づく変更後の事項の開示)

東京都千代田区紀尾井町1番3号
Zホールディングス株式会社
代表取締役社長 川邊 健太郎

Zホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)は、LINE株式会社(以下「LINE」といいます。)が設立した同社の完全子会社であるLINE分割準備株式会社(以下「LINE承継会社」といいます。)との間で、2020年1月31日付で、当社を株式交換完全親会社、LINE承継会社を株式交換完全子会社、その対価を当社株式とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)に関する株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結したことに関して、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面(2020年5月18日及び2020年6月18日付の当該事前開示事項の変更を記載した書面を含みます。)を備置しておりますが、今般、当社及びLINE承継会社の間において本株式交換の効力発生日の変更に係る株式交換変更契約書(以下「本変更契約」といいます。)を締結したこと等に伴い、当該事前開示事項に変更が生じたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書面を備置いたします。

1. 「1. 株式交換契約の内容(会社法第794条第1項)」の変更(変更箇所は下線で表示しております。)

【変更前】

別紙1に記載のとおりです。

【変更後】

別紙1-1(本株式交換契約)及び別紙1-2(本変更契約)に記載のとおりです。

2. 「2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)」の変更(変更箇所は下線で表示しております。なお、別紙2の添付は省略しております。)

【変更前】

別紙 2 に記載のとおりです。

【変更後】

別紙 2 に記載のとおりです（別紙 2 における「汐留 ZHD」は、汐留 Z ホールディングス株式会社が 2020 年 3 月 31 日付で汐留 Z ホールディングス合同会社に組織変更しており、その商号が「汐留 Z ホールディングス合同会社」に変更されております。）。

3. 「4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）」の変更（変更箇所は下線で表示しております。）

【変更前】

- (3) LINE 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

【変更後】

- (3) LINE 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 本吸収分割契約の変更契約の締結

LINE 承継会社は、LINE との間で、2020 年 8 月 3 日付で、LINE 承継会社及び LINE の間で 2020 年 1 月 31 日付で締結した吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生日を 2021 年 2 月 28 日に変更する旨の吸収分割変更契約を締結しております。

② 本株式交換契約の変更契約の締結

LINE 承継会社は、当社との間で、2020 年 8 月 3 日付で、本株式交換の効力発生日を 2021 年 3 月 1 日に変更する旨の株式交換契約変更契約を締結しております。

4. 「5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）」の変更（変更箇所は下線で表示しております。）

【変更前】

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(後略)

【変更後】

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(中略)

② 無担保社債の発行について

当社は、2020年6月5日に、無担保社債を発行しました。その概要は以下のとおりです。

社債の名称	第14回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第15回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第16回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第17回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第18回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
発行総額	25,000百万円	80,000百万円	70,000百万円	15,000百万円	10,000百万円
発行価格	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円
利率	年0.200%	年0.350%	年0.600%	年0.790%	年0.900%
償還期限	2021年12月10日	2023年6月9日	2025年6月11日	2027年6月11日	2030年6月11日
償還方法	満期一括償還	満期一括償還	満期一括償還	満期一括償還	満期一括償還
払込期日	2020年6月11日	2020年6月11日	2020年6月11日	2020年6月11日	2020年6月11日
資金の用途	運転資金、設備投資資金、投融資資金、借入金返済資金、社債償還資金および自己株式の取得資金に充当する予定です。				

以上

別紙 1-1 (本株式交換契約)

株式交換契約書

Z ホールディングス株式会社

LINE 分割準備株式会社

2020 年 1 月 31 日

株式交換契約書

Z ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び LINE 分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、2020 年 1 月 31 日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 商号：Z ホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

乙 商号：LINE 分割準備株式会社（但し、第 5 条で定義される本吸収分割の効力発生日付で商号変更予定）

住所：東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 11.75 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 11.75 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1 に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従って甲が適当に定める。

第5条（本株式交換の効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2020年10月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、本株式交換は、以下の各号に掲げる事由を停止条件としてその効力を生ずる。
 - (1) LINE株式会社（以下「LINE」という。）及び乙の間で本契約締結日付で締結された吸収分割契約書（但し、原則としてLINEの全事業に係る権利義務が承継される内容であること及び甲が事前に承諾した内容であることを要する。）に基づき、LINEを吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）がその効力を生じたこと。
 - (2) 本効力発生日の前日において、乙の発行済株式総数が240,960,343株であり、その全てをLINEが保有していること

第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、それぞれ本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の承認（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を受けるものとする。

第7条（条件の変更及び本契約の解除）

甲又は乙は、本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲、乙、LINE、ソフトバンク株式会社及びNAVER Corporationとの合意に基づき、本契約を解除し又は本株式交換の条件その他本契約の内容を変更することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 甲又は乙において、本効力発生日の前日までに第6条に定める株主総会の承認が得られなかった場合
- (2) 国内外の法令等に定める本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って取得することが必要な関係官庁等の承認等が得られなかったとき（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他適用ある海外の競争法に基づき本株式交換に関して行うことが必要となる届出が本効力発生日の前日までに受理されない場合及び当該届出に係る措置期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合を含む。）
- (3) 前条に従い本契約が解除された場合

第9条（準拠法・管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙は、協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

以上の合意を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 1 月 31 日

(以下余白)

甲：東京都千代田区紀尾井町1番3号

乙 ホールディングス株式会社

代表取締役社長 川邊 健太郎



乙：東京都新宿区新宿四丁目1番6号

LINE 分割準備株式会社

代表取締役 出澤 剛



別紙 1-2 (本変更契約)

株式交換契約変更契約書

Zホールディングス株式会社

LINE 分割準備株式会社

2020年8月3日

株式交換契約変更契約書

Z ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び LINE 分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で 2020 年 1 月 31 日付で締結した株式交換契約書（以下「原契約」という。）を変更することについて、2020 年 8 月 3 日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、変更契約書（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において使用される用語は、別途本契約で定義される場合を除き、原契約において定義される意義を有するものとする。

第 1 条（効力発生日の変更）

甲及び乙は、原契約第 5 条第 1 項を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す）。

（変更前）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020 年 10 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

（変更後）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021 年 3 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第 2 条（原契約のその他の規定）

甲及び乙は、本契約に定めるものを除き、原契約のいかなる規定も変更されるものではなく、原契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

第 3 条（準用）

本契約には、原契約第 7 条乃至第 10 条の規定を準用する。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 8 月 3 日

(以下余白)

甲：東京都千代田区紀尾井町1番3号

Zホールディングス株式会社

代表取締役社長 川邊 健太郎



乙：東京都新宿区新宿四丁目1番6号

LINE 分割準備株式会社

代表取締役 出澤 剛

